

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 28 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 24 号

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

道路占用料徴収条例（昭和 28 年岩手県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 この条例は、公布の日から施行する。	附 則 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条の規定に基づく市町村の <u>廃置分合若しくは市町村の境界変更又は同法第 8 条第 3 項の規定に基づ</u> <u>き町村を市とする処分(以下「廃置分合等」という。)</u> により市の区域と <u>なった区域(当該廃置分合等が行われた日の前日において町村の区域の</u> <u>全部又は一部であった区域に限る。)</u> 内において、当該廃置分合等が行わ <u>れた日に法第 32 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による許可を受け、又は</u> <u>法第 35 条の規定による協議が成立して現に存する占用物件(以下「既存</u> <u>占用物件」という。)</u> に係る当該廃置分合等が行われた日の属する年度の <u>翌年度(当該廃置分合等が行われた日が年度の初日である場合にあって</u> <u>は、当該年度)以後の各年度の占用料の額は、当該既存占用物件ごとに第</u> <u>2 条又は第 3 条の規定により算定した占用料の額が、当該各年度の前年</u> <u>度の占用料の額に 1.1 を乗じて得た額（以下「廃置分合等特例額」とい</u> <u>う。）</u> を超える場合には、これらの規定にかかわらず、当該廃置分合等特 例額とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（平成 9 年岩手県条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則 <u>(施行期日)</u>
1 [略]	1 [略]
2 [略]	2 [略]
	3 前項の規定の適用がある場合においては、道路占用料徴収条例（昭和 <u>28 年岩手県条例第 7 号）附則第 2 項の規定は、適用しない。</u>
3 [略]	4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	